

都市デザインの観点から見た歴史的建造物の意義
 - 横浜市における都市デザイン行政の変遷と歴史的建造物の実態から -

The Urban Design Trend and Historical Architectures Preservation
 -The Case of Naka- ward Yokohama city-

時空間プログラム

07M43264 安田 成織 指導教員 土肥 真人

Environmental Design Program

Naori Yasuda, Adviser Masato Dohi

ABSTRACT

Modern urban design had shown itself as the functional, international and anti-traditional style. In other wards, it had not considered the urban history or the historical architecture important. Though it had been, several architects pointed out the historical and vernacular architecture is essential for the urban design. As the urban design progress itself, the urban historical factors are thought of matter of fact. I examined the appearance of the historical phase in the Yokohama city urban design progress. Using the materials like the general urban design policies, the city comprehensive plans, and the local design code regulations, it was analyzed that the relationship among the general design policies, the preservation acts and urban design reference to particular design elements. I concluded that the local design regulations did not work well on 70's because of the lack of the concrete methods to realize. The cultural assets preservation act served to survive the historical architectures. After the new act of Machizukuri with the historical factors was enacted on 80's, those preserved historical architectures are enlightened in the urban design context.

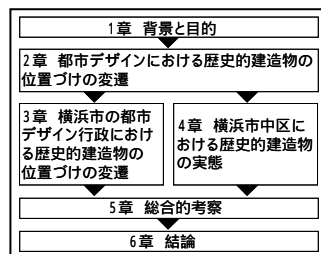
1章:背景と目的

1-1 背景

複雑化する現代の都市にあって、都市を構成する様々な要素や関わる主体を総合的にデザインするための手法として、都市デザインという概念が認識されるようになって久しい。また都市デザインの思想が変遷する中で、歴史的建造物を始めとする歴史的環境は都市の文脈を読み解くものとして、次第に重要な位置を占めるようになった。では、歴史的建造物を始めとする歴史的環境は、都市デザインの思想のなかでいつ頃から着目されるようになり、どのような経緯で重要な位置を占めるようになったのだろうか。また、歴史的環境を活用した都市デザインの実践は、歴史的建造物の実態にどのような影響を与えているのだろうか。

1-2 目的と論文構成

本研究では、全国に先駆けて都市デザインの実践的な手法を採用している横浜市に着目し、横浜市の都市デザイン行政の変遷と、それに伴う歴史的建造物に対する思潮の変遷、さらに歴史的建造物の残存等の実態を把握することにより、都市デザインにおいて歴史的建造物が持つ意義について考察することを目的とする。本論の論文構成を【図1】に示す。



【図1】論文構成図

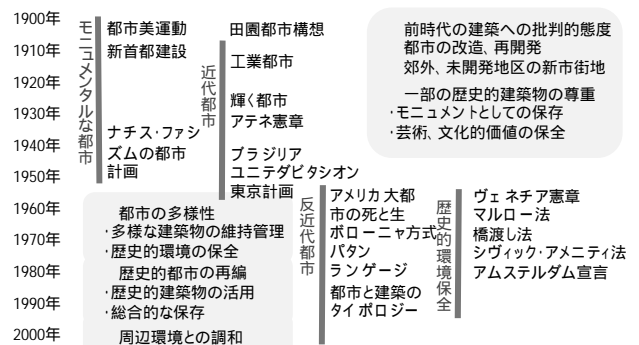
1-3 先行研究

横浜市の都市デザイン行政の中で歴史的建造物がどのように位置づけられ、どのような影響を与え、どのような意義を持っているのかについて考察したもの¹⁾や、歴史的環境保全の事業や施策から、横浜市の都市デザイン行政の展開を

段階分けし、各段階における事業の評価を行っているもの²⁾などが見られた。しかし行政等による保護の対象外であるものも含め、歴史的建造物の現況や実態を包括的に把握した上で、都市デザインにおける歴史的建造物の意義について考察している論文は見られない。

2章:都市デザインにおける歴史的建造物の位置づけの変遷

近代以降の都市デザイン思想における歴史的建造物の位置づけを整理した。【図2】近代初期の都市デザインでは、特に芸術的な価値のある歴史的建築物は保存すべき存在として捉えられ、単体のモニュメントとしての保存される傾向にあったといえる。1950年代より近代都市に対する批判として、都市の多様性が論じられるようになり、歴史的環境の保全思想が台頭し始めた。1960年代以降には、各国で保全制度が策定され、歴史的環境は全般的に保存すべきものとなったといえる。このような思潮は、歴史的建造物の保存手法の多様性をもたらし、活用保存という手法が現れるようになった。例えば G. DeCarlo は、都市の文脈を踏まえて歴史的建造物を活用すべきものと捉える立場にある。



【図2】近代以降の都市デザインにみる歴史的建造物の捉え方

3章：横浜市の都市デザイン行政の制度・計画に見る歴史的建造物の位置づけ

3-1 本章の目的と方法

横浜市の都市デザイン行政における歴史的建造物の位置づけについて把握するため、関連する制度、計画、提言等の資料を対象とし、歴史・歴史的環境・歴史的建造物に関する言説を抽出し、分析を行った。対象とした資料82件のうち、39件に歴史に関する言説が見られ、言説数は184であった。言説には歴史的環境・資産の種類について述べているもの（言説数150）、保護・保全の方向性や具体策について述べているもの（言説数73）、保護・保全の成果と問題点について述べているもの（言説数31）、歴史的環境の価値の定義について述べているもの（言説数108）、歴史建造物のデザインについて述べているもの（言説数11）等があった。

3-2 横浜市全域を対象とする制度・計画の分析

抽出された言説数は114であった。1970年代までは文化財に関する言説のみであるが、1980年代に入ると歴史的建造物保全に関する言説が見られるようになる。同時に従来の学術的価値や歴史的価値に加えて、地域の特性・魅力を示すものとしての価値や都市の文脈や過去との連続性を示すものとしての価値が認識されるようになっていく。一方で都市化の進展により、歴史的資産が失われていることに対する警告も見られる。1980年代後半には、市街地環境設計制度の改定により、同一敷地内で歴史的建造物の保全を行う建造物について、容積率の割り増しが認められている。さらに1988年には歴史を生かしたまちづくり要綱が制定され、認定歴史的建造物として認定された歴史的建造物の保全に対する助成制度が整えられた。この要綱は従来の文化財行政とは違い、歴史的建造物の価値をまちなみとの関係から捉えており、制定以降は歴史的建造物の景観の要素としての価値に関する言説が多く見られるようになっていく。また歴史的建造物の内容としては、都心部の近代建築や洋館に加え、郊外部の寺社や古民家、土木遺産等が広く認識されるようになっていくが言説数に着目すると都心部の歴史的建造物に関するものが多い。

さらに1997年の都市デザイン推進の条例に関する提言では、旧市街地のデザイン的特質を現代のまちなみに反映しようとする視点が見られる。2000年代に入ると、マンション開発による都心部の歴史的建造物の減少の問題に触れる言説が見られ、同時に文化芸術活動等、ソフトの活動の場として、歴史的建造物に新しい価値を見出す言説も見られるようになっていく。

3-3 対象地区を限定している制度・計画の分析

(1) 関内地区 山下公園周辺地区や日本大通り周辺地区では、1970年代からガイドラインが設けられ、開発調整が図られているが、これらのガイドラインには歴史的建造物の保全についても述べられている。また、馬車道地区では、1976年にまちづくり協定が結ばれており、その手法細目には地区内にある重要文化財の神奈川県立博物館のライトアップ等についての記述が見られる。

1990年には北仲通南地区で地区計画が定められており、第一銀行等の歴史的建造物の保全とその意匠をまちなみに取り入れる記述が始めて見られる。2000年代に入ると、北仲通北地区や山下町本町地区等の地区計画や、関内地区都市景観協議地区において、具体的な名称を挙げての歴史的建造物の保存やそのデザインの俟ちなみへの導入についての記述が頻繁に見られるようになる。2006年のナショナルアートパーク構想書には、都市デザイン行政の新たな目標である文化芸術創造都市へ向けて、歴史的建造物を文化芸術活動の場として活用する新しい視点が見られた。

(2) 山手地区 1972年に山手景観風致保全要綱が制定されており、建造物の高さや用途を制限することで、実質的に開発行為を規制している。また特別保全地区に関しては現状の景観をそのまま保全することが目指されているが、直接歴史的建造物やその保全に触れる言説は見られない。その後2000年代に入ってから地区計画が制定され、まちづくり協定が結ばれており、これらには歴史的建造物の保全や活用を目指す記述が見られるが、具体的な建造物名は挙げられておらず、デザインコードに関する記述も見られない。

【表1】横浜都市デザイン行政資料にみる歴史的建造物の変容

要綱・提言・条例等の計画名称	制定年	種類										価値の定義				その他											
		文化財	歴史的建造物全般	近代建築・洋館	古民家・神社	土木・産業遺産	戦後の建造物	群・まちなみ	開発からの保護	助成等の支援	用途の転用等	地区ごとのルール	減少等の問題	条例・制度	調査・実態把握	専門家・専門機関	学術的価値	地域の特性・魅力	過去の文脈	観光資源	景観の要素	ソフトの活動の場	デザインについて	地区名・建築名	罰則		
凡例(言説抽出件数)																											
		0	1 - 5	6 - 10	11 - 15	16 -																					
文化財保護措置要綱	1969	a																									
横浜市宅地開発要綱(改定)	1972	a																									
横浜市基本構想	1973																										
よこはま二十一世紀プラン	1981		b															c	d	e							
横浜市市街地環境設計制度(改定)	1985																										
横浜市文化財保護条例	1987																										
歴史を生かしたまちづくり要綱	1988			j	k	l																					
都市デザインに関する提言	1989																										
横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	1991																										
ゆめはま2010プラン	1994																										
都市デザイン推進の条例に関する提言	1997																										
文化芸術創造都市クリエイティブシティ・ヨコハマの形成に向けた提言	2004																										
景観ビジョン	2006																										
言説の内容(一部抜粋)																											
文化財が我々の祖先の文化の遺産であることをご認識いただき、...この要綱の趣旨のご理解をいただき開発計画をすすめるよう、ご協力をお願いする次第であります。																											
文化財の保存・継承をすすめるなかで、地域の歴史、文化を正しく理解し、新たな文化の創造活動をすすめる、そのなかから次代に引き継ぐべき有形、無形の優れた文化財を創り出す。																											
歴史的建造物の保存・修復をすすめるなかで、地域の歴史、文化を正しく理解し、新たな文化の創造活動をすすめる、そのなかから次代に引き継ぐべき有形、無形の優れた文化財を創り出す。																											
残された歴史的景観は、いまや貴重な市民の財産であり、その保全と活用は今日の務であります。また、文化財的な価値だけでなく歴史的景観は街に個性を与え、市民生活に潤いとゆとりを生み、地域への愛情を育むものであります。																											
歴史的資源を生かした街並の形成(歴史的ファサードの保全):歴史的建造物が存在する旧市街地のデザインの特質を保存するために、細部、規模、プロポーション、テクスチャ、素材、色彩および建物の外形にある種の統一性をもたせる。																											
都心部における代々ストックでありながら、近年速に喪われつつある歴史的建築物の保存活用を推進することが重要です。...歴史的建築物をコンバージョンして、文化芸術活動の拠点として再整備することが望まれます。																											

4章：横浜市中区における歴史的建造物の実態

横浜市中区における歴史的建造物の実態について把握するため、歴史的建造物の残存調査と、認定歴史的建造物の保全計画書の分析を行った。横浜市は1982年に近代洋風建造物調査を行っている。調査結果によると、1982年の段階で横浜市中区に存在していた近代洋風建造物は219件247棟であった。この219件247棟を調査の対象とする。以下、調査対象となる近代建築を対象建造物と呼ぶ。

4-1 横浜市中区区域の対象建造物の残存状況と現況

対象建造物219件247棟の残存状況と現況を現地調査によって明らかにした。【図3】また1982年の用途と現在の用途、文化財行政や横浜市の制度による保護の状況、増築や部分保存による外観の変化の有無、移築の有無について把握し、地区ごとに分析を行った。

(1) 関内地区 1982年の用途が文化施設・教会・官公庁関連施設であったものは現存率が高く、港湾施設や倉庫であったものは現存率が低い。また、認定歴史的建造物は高層化されているものが多いことと、現存していない対象建造物の跡地は高層ビルとなっており、開発圧力の強さが伺える。

(2) 山手地区 1982年の用途が教会・学校であったものは現存率が高く、集合住宅であったものは現存率が低い。また、現在公園内の対象建造物は地区内外から移築保存されており、現在文化施設となつてすべてが一般公開されている。

4-3 保全活用計画書の分析

(1) 保全活用計画書について 横浜市が認定歴史的建造物を認定する際に所有者と専門家との協議によって作成する資料であり、建造物の沿革、建築的・景観的価値、保全活用方針、保全部位、植栽計画、保全改修の方向の項目について記載されている³⁾。以下計画書と呼ぶ。

(2) 景観的価値についての分析 各計画書の景観的価値の項目から、関連性が述べられている建造物等の名称を抽出し、【表3、4】に示した。また、これらを地図上にプロットし、【図5、6】に示した。

各計画書には、平均3.2件、建造物に限定すると平均1.6件の名称が挙げられており、最も多く名称が挙げられているのはエリスマン邸と農林水産合同庁舎の計画書で9件、0件は宇田川邸、フェリス女学院10号館、横浜松坂屋本店、

バーナード邸、岩田健夫邸であった。また最も多くの計画書によって名称が挙げられていたのは、山手本通りの9件、元町公園の7件、建造物では重要文化財である神奈川県立博物館が最も多く5件であった。認定歴史的建造物でも文化財でもない建造物で、名称が挙げられているものには、三井物産横浜ビル、旧大蔵省関東財務局等があった。さらに、岡田邸の計画書は、かつて隣接していたが、既に現存しない山手町69-8番館についても言及している。

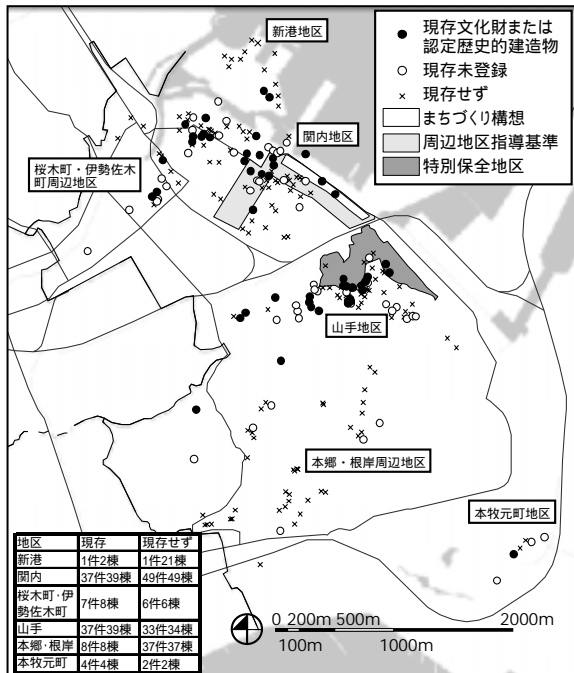
建造物以外で具体的な名称が挙げられているものの大部分は、通りや公園等であり、オープンスペースから見た景観が重視されていることが分かる。

また、【図5、6】に示したように、計画書に挙げられた具体名称を地図にプロットし、対応関係をたどっていくと、認定歴史的建造物や周辺の通りや緑地等は、いくつかの群で捉えられていることが分かった。関内地区には、山下公園周辺と、日本大通り周辺と、馬車道周辺に3つの群が存在し、山手地区には本町通り周辺に大きな群と、その南側に5つの建造物から成る小さな群が存在する。

(3) 保全部位についての分析 計画書には、景観的価値の観点から定められた外観の保全すべき部位が記載されている。各認定歴史的建造物の保全部位を見ていくと、保全部位から除外される部分は増築部分や、周囲の建造物と密接して見えにくい部位であることが分かる。保全すべき部位の地区ごとの傾向を【表2】に示した。山手地区には外壁・屋根の一部を保全部位としているものや、外壁・屋根全体を保全部位としているものが多い。これは住宅や教会が多い地区の特性上と考えられる。関内地区に外壁一部を保全部位としているものが多いことについても同様で、ビルが多いためと考えられる。

5章：総合的考察

横浜市全域にかかる制度や計画の中で、歴史的建造物の保全が都市デザイン的重要な要素として認識され始めるのは、1980年代始め頃のことであり、1980年代後半には、「歴史を生かしたまちづくり要綱」等、文化財行政とは異なる考え方を持つ独自のシステムが整えられていった。一方、地区ごとの制度に着目すると、関内地区では、1970年代には山下公園周辺地区、日本大通り周辺地区でガイドライン



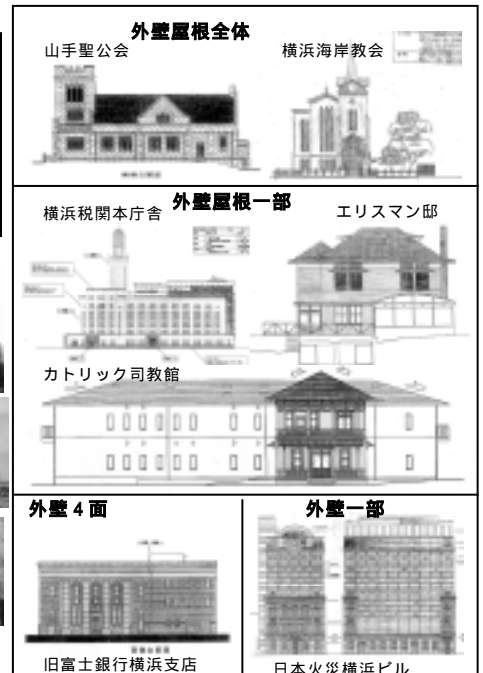
【図3】横浜市中区の対象建造物の残存状況

【表2】保全すべき部位の傾向

地区	保全すべき部位			
	外壁・屋根全体	外壁・屋根一部	外壁4面	外壁一部
関内	3	2	3	11
桜木町・伊勢佐木町	0	0	0	2
山手	6	10	1	0
本郷・根岸	1	0	0	0
本郷元町	1	0	0	0
計	11	12	4	12



【写真】中区の歴史的建造物



【図4】認定歴史的建造物・保全活用計画書の保全部位を示す立面図

